

国立大学法人島根大学個人情報取扱規則

(平成17年島大規則第25号)

(平成17年3月22日制定)

[平成31年3月22日最終改正]

目次

- 第1章 総則 (第1条―第2条)
- 第2章 管理体制 (第3条―第7条)
- 第3章 教育研修 (第8条)
- 第4章 職員の責務 (第9条)
- 第5章 保有個人情報の取扱い (第10条―第19条)
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等 (第20条―第30条の2)
- 第7章 情報システム室等の安全管理 (第31条―第32条)
- 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等 (第33条―第34条)
- 第9章 安全確保上の問題への対応 (第35条―第36条)
- 第10章 監査及び点検の実施 (第37条―第39条)
- 第10章の2 行政機関との連携 (第39条の2)
- 第11章 保有個人情報リストの作成等 (第40条―第42条)
- 第12章 開示, 訂正及び利用停止の取扱い (第43条)
- 第12章の2 独立行政法人等非識別加工情報の提供 (第43条の2)
- 第13章 雑則 (第44条―第45条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人島根大学(以下「本学」という。)における個人情報の適切な管理に係る取扱いについては、法令又は別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号ロにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)を言う。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定

の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの。

一の二 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「政令」という。）第1条で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの。

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

一の三 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令第2条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

二 保有個人情報 本学の役員又は職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（以下「法人文書」という。）に記載されているものに限る。

三 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

三の二 非識別加工情報 次に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の区分に応じて当該区分ごとに定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報

を復元することができないようにしたものをいう。

イ 第1号イに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第1号ロに該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

三の三 独立行政法人等非識別加工情報 次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この号において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除く。以下この号において同じ。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

イ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第11条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

ロ 独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば、当該独立行政法人等が次のいずれかを行うこととなるものであること。

（イ）当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

（ロ）独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

ハ 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障の無い範囲内で、法第44条の10第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

三の四 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

イ 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

ロ イに掲げるもののほか、特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令第3条に定めるもの。

三の五 独立行政法人等非識別加工情報等 独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報（他の情報と照合することができ、

それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報をいう。

四 部局等 各学部（医学部附属病院を除く。）、教育学研究科、自然科学研究科、医学部附属病院、地域未来協創本部、各機構、評価室、研究推進室、男女共同参画推進室、山陰法実務教育研究センター、こころとそだちの相談センター、数理・データサイエンス教育研究センター、各学系、監査室、企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部をいう。

第2章 管理体制

（総括保護責任者）

第3条 本学に、保有個人情報の総括保護責任者（独立行政法人等非識別加工情報等を含む。以下同じ。）を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 総括保護責任者は、本学における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

（部局保護責任者）

第4条 部局等に、保有個人情報の部局保護責任者を置き、当該部局等の長（企画部、教育・学生支援部、総務部及び財務部にあつては担当理事又は担当副学長）をもって充てる。

2 部局保護責任者は、当該部局等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第5条 部局等に、当該部局等の部局保護責任者が指名する保護管理者を置く。

2 保護管理者は、部局保護責任者を補佐し、部局等における保有個人情報の適切な管理を確保する。この場合において、部局等における保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該部局等の保護管理者間の協議によりこれを決定する。

3 保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携する。

（保護担当者）

第6条 部局等に、当該部局等の保護管理者が指名する保護担当者を置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、部局等における保有個人情報の管理に関する事務を行う。

（監査責任者）

第7条 本学に、保有個人情報に係る監査責任者を置き、常勤の監事をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

3 監査責任者は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総括保護責任者及び部局保護責任者に意見を提出することができる。

第3章 教育研修

（教育研修）

第8条 総括保護責任者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについての理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

- 2 総括保護責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。
- 3 総括保護責任者は、保護管理者及び保護担当者に対し、部局等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 部局保護責任者は、当該部局等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第9条 職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護責任者、部局保護責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(保有の制限等)

第10条 職員は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 職員は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第11条 職員は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第12条 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第13条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）及び削除情報（法第44条第2第3項に規定する削除情報をいう。）に該当するものを除く。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(利用制限)

第14条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（個人識別の容易性（匿名化の程度等）、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報を利用する権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 利用権限を有しない職員は、保有個人情報を利用してはならない。

3 職員は、利用権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報を利用してはならない。

（複製等の制限）

第15条 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

一 保有個人情報の複製

二 保有個人情報の送信

三 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

四 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第16条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（媒体の管理等）

第17条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

（廃棄等）

第18条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整理して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第20条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第25条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備

(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第21条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第21条の2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定数以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第21条の3 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第22条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォール等の設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第23条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入されたソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第23条の2 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最低限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第24条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項の措置を踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第25条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と

入力内容との照合，処理前後の当該保有個人情報の内容の確認，既存の保有個人情報との照合を行うものとする。

(バックアップ)

第26条 保護管理者は，保有個人情報の重要度に応じて，バックアップを作成し，分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第27条 保護管理者は，保有個人情報に係る情報システムの設計書，構成図等の文書について外部に知られることがないように，その保管，複製，廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第28条 保護管理者は，保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて，その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第29条 保護管理者は，端末の盗難又は紛失の防止のため，端末の固定，執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は，保護管理者が必要であると認めるときを除き，端末を外部へ持ち出し，又は持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第30条 職員は，端末の使用に当たっては，保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように，使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第30条の2 保護管理者は，保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて，当該保有個人情報の漏えい，滅失又は毀損の防止のため，スマートフォン及びUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退の管理)

第31条 保護管理者は，保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに，用件の確認，入退室の記録，部外者についての識別化，部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視，外部電磁的記録媒体等の持込み，利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は，保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において，必要があると認めるときは，前項と同様の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は，必要があると認めるときは，情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化，所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

4 保護管理者は，情報システム室等及び保管施設の入退の管理について，必要があると認めるときは，立入りに係る認証機能を設定し，及びパスワード等の管理に関する定め の整備（その定期又は随時の見直しを含む。），パスワード等の読取防止等を行うために

必要な措置を講ずるものとする。（情報システム室等の管理）

第32条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第33条 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

（業務の委託等）

第34条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、契約書に、次の各号に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

一 個人情報に関する秘密保持及び目的外利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。本号及び第3項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

四 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

五 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

六 違反した場合における契約解除及び損害賠償責任その他必要な事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとす

る。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(その他)

第34条の2 保有個人情報を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生
のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の
秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措
置を講ずるものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第35条 保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の
発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情
報を管理する保護管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるもの
とする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末
等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、
直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、部局保護責任者に報告す
るものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに部局保護責
任者に当該事案の内容等について報告するものとする。

4 部局保護責任者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じ
て、当該事案の内容、経緯、被害状況等を総括保護責任者に速やかに報告するものとす
る。

5 部局保護責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講
ずるものとする。

6 総括保護責任者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、
文部科学省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

(公表等)

第36条 総括保護責任者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の
公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。なお、
公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総
務省に情報提供を行うものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第37条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から第9章
に規定する措置の状況を含む本学における保有個人情報の管理の状況について、定期に
及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護責任者に報告するものとする。

(点検)

第38条 保護管理者は、部局等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法

等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を部局保護責任者に報告するものとする。

2 部局保護責任者は、前項の点検結果についてとりまとめ、総括保護責任者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第39条 部局保護責任者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じ、総括保護責任者に報告するものとする。

第10章の2 行政機関との連携

(文部科学省との連携)

第39条の2 本学は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)4を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

第11章 保有個人情報リストの作成等

(保有個人情報リストの作成)

第40条 部局保護責任者は、当該部局等において保有する個人情報ファイルについて、別に定める保有個人情報リストを作成するものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する報告)

第41条 各部局等において個人情報ファイルを保有しようとするときは、部局保護責任者は、あらかじめ保有個人情報リストの記載事項を総括保護責任者に報告するものとする。

2 前項の報告については、保有個人情報リストの記載事項を変更しようとするときも同様とする。

3 部局保護責任者は、第1項の規定により報告した個人情報ファイルについて、その保有をやめたときは、速やかに総括保護責任者に報告するものとする。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第42条 本学は、本学が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

2 前項の個人情報ファイル簿の作成にあたっては、要配慮個人情報が含まれるときはその旨を記載する等、法第11条の定めるところにより行わなければならない。

第12章 開示、訂正及び利用停止の取扱い

(開示、訂正及び利用停止の取扱い)

第43条 本学における保有個人情報に対する開示、訂正及び利用停止の取扱いについては、別に定める。

第12章の2 独立行政法人等非識別加工情報の提供

第43条の2 本学は、法第4章の2の規定に従い、独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)を作成し、及び提供することができる。

第13章 雑則

(部局等取扱規程)

第44条 部局等の長が必要と認めるときは、この規則に定めるもののほか、当該部局等における保有個人情報の取扱いに関する規程を定めることができる。

2 部局等の長は、前項の規定に基づき当該部局等における保有個人情報の取扱いに関する規程を定めたときは、総括保護責任者に報告するものとする。

(雑則)

第45条 この規則に定めるもののほか、保有個人情報の適切な管理及び提供等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日一部改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日一部改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月22日一部改正)

この規則は、平成20年7月22日から施行する。

附 則 (平成23年5月24日一部改正)

この規則は、平成23年5月24日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年3月19日一部改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日一部改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月15日一部改正)

この規則は、平成25年10月15日から施行する。

附 則 (平成26年1月29日一部改正)

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日一部改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月2日一部改正)

この規則は、平成27年3月2日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日一部改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月3日一部改正)

この規則は、平成27年9月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年10月1日一部改正)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日一部改正)

この規則は、平成27年12月24日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日一部改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月23日一部改正)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年11月21日一部改正）

この規則は、平成29年11月21日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月12日一部改正）

この規則は、平成31年2月12日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。